

# 明舞団地で活動する学生に住宅を提供します(平成 25 年 3 月末入居)

— 県営住宅を活用した学生シェアハウスの入居者募集 —

明舞団地では、住民の高齢化や人口減少が進みつつあり、それに伴う地域活力の低下、コミュニティ機能の衰退等が大きな課題となっています。

ミクストコミュニティの推進、地域コミュニティの活性化等を目的として、明舞団地で活動する学生に住宅を提供します。積極的にご応募ください。

## 1 応募要件

- (1) 大学生（大学院生等を含む）で次のいずれかの活動等を実施する者
  - ・明舞まちなかラボによる明舞団地内での地域活動への参加
  - ・NPO等による明舞団地内での地域活動への参加
  - ・明舞団地を主対象とした卒業論文、修士論文、博士論文のいずれかの執筆
  - ・まちづくりに興味があり自治会活動等へ幅広く参加
- (2) 原則として応募に先がけ実施する「説明会・意見交換会」へ参加ができる者
  - 注1) 明舞まちなかラボは、大学によるまちづくり、福祉など団地再生の実践的な調査研究の場であり、住民と学生が交流できる団地内学生拠点です
  - 注2) 入居後、共同住宅居住に関するルール等を遵守する必要があります

## 2 対象団地

下記団地の各2室程度

①明石舞子北鉄筋（神戸市垂水区神陵台1丁目）

②明石舞子南鉄筋（明石市松が丘5丁目）

注1) 戸あたりの使用料、敷金、共益費等は県営住宅に準じ決定します

注2) 複数名入居又は単身入居となります

## 3 説明会・意見交換会

応募に先がけ「説明会・意見交換会」を実施します。応募される方は「説明会・意見交換会」への参加が必要です。

日時：平成25年2月21日(木)の17時00分～

場所：明舞プラザ 2階 中ホール（次の頁に地図があります）

## 4 説明会・意見交換会への参加登録について

説明会・意見交換会に参加される方は事前に登録が必要です。最後の頁にある書式にご記入いただき、平成25年2月19日(火)17時までにFAXかメールでご提出ください。

※ウェブサイトからのダウンロードも可能です <http://support.hyogo-jkc.or.jp/m/>

## 5 問合せ先（説明会・意見交換会参加登録の提出先）

兵庫県県土整備部住宅建築局住宅政策課明舞団地再生係（担当：久光）

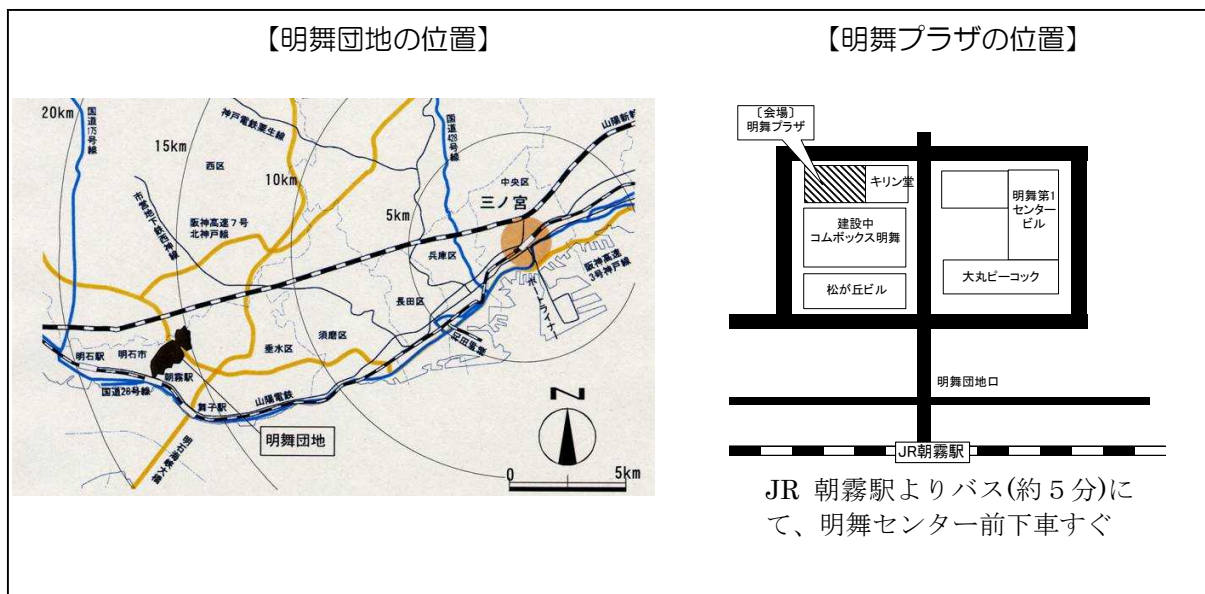
電話：078-341-7711(内線 4845) FAX:078-362-9458

メール：Hiroki\_Hisamitsu@pref.hyogo.lg.jp

## 6 説明会・意見交換会の概要

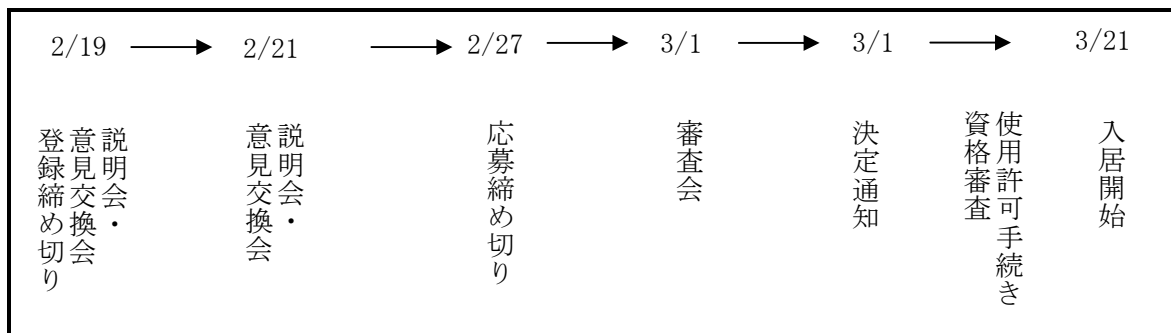
- ・明舞団地再生についての説明
- ・事業内容、条件、ルール等の説明
- ・シェア入居に向けた単身応募者同士のコミュニケーション機会の提供等

## 7 説明会・意見交換会の場所



## 8 今後のスケジュール

説明会・意見交換会の登録期間：2月 5日(火)～2月 19日(火)  
 説明会・意見交換会の開催：2月 21日(木)17時00分～  
 学生シェアハウスへの応募期間：2月 22日(金)～2月 27日(水)  
 応募者審査会：3月 1日(金) 17時00分～  
 (応募者のプレゼンテーションによる選考を行います)  
 入居者の決定通知：3月 1日(金)  
 入居開始：3月 1日以降に資格審査・使用許可手続きを行い、最短の場合、3月 21日から入居が可能になります



## 9 入居者の選定方法

審査会にて、応募者によるプレゼンテーションを実施し、入居者を選定します。

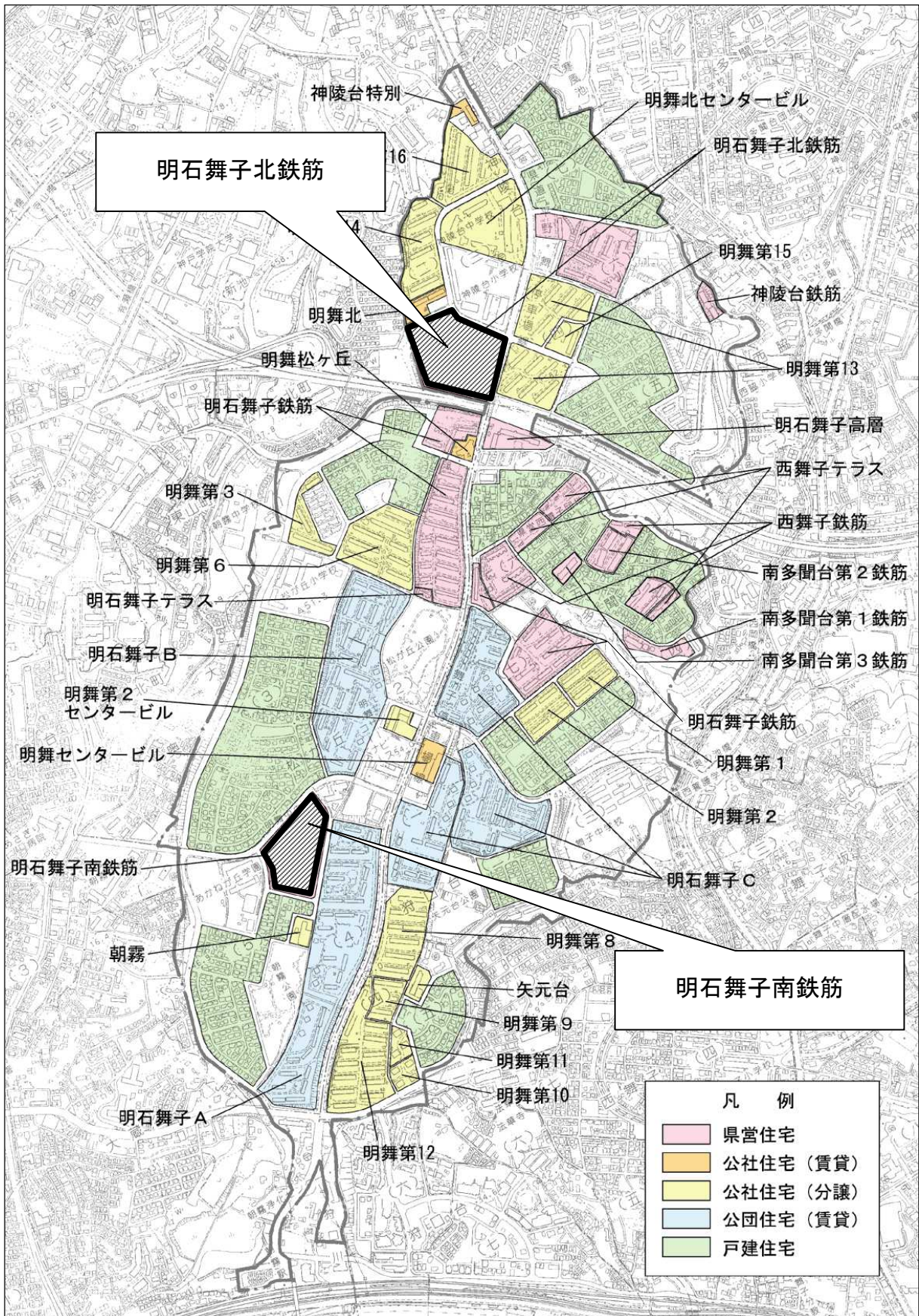
## 10 既入居者の状況など

- 入居者数：5名（兵庫県立大学、神戸学院大学の2年生～4年生）
- 自治会活動状況：役員会等参加（毎月）、周辺の美化活動、イベント手伝いなど

### 入居学生からのメッセージ

すでに1年以上住んでいます。自治会活動などに参加する必要がありますが、そんなに気負うこともなく、基本的に自由に生活しています。内閣府からの特別な許可で県営住宅に入居しているので、自分の存在感や日々の暮らしに充実感があります。

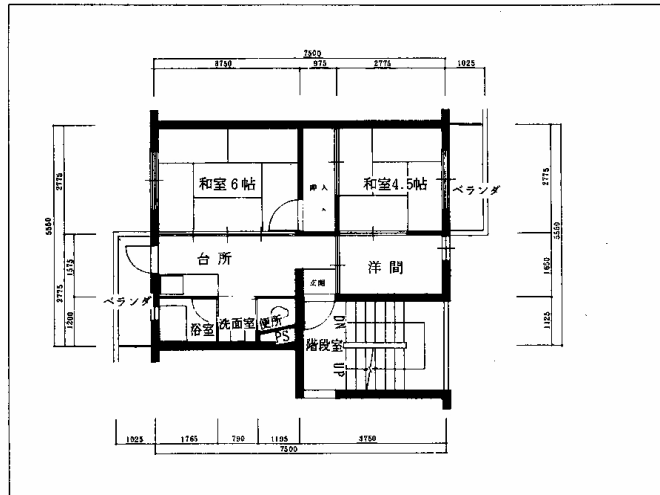
# 入居対象団地



対象住戸の間取り・面積（反転タイプの場合あり）

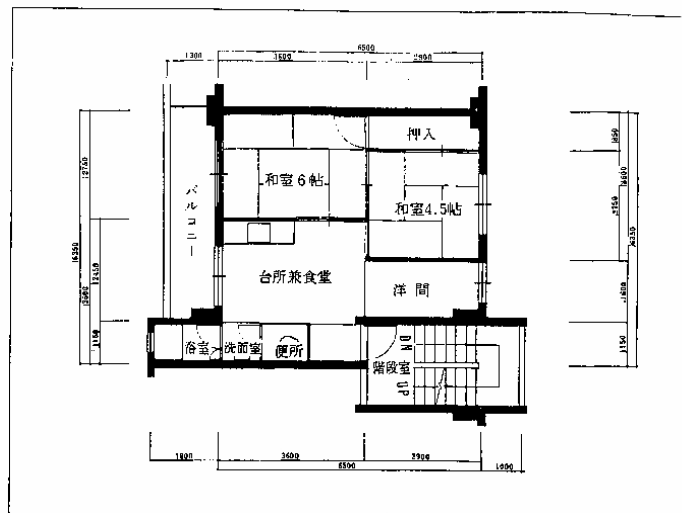
明石舞子北鉄筋

戸当り面積 (基準法)	住戸専用面積	住戸型式
43.51 (41.62㎡)	37.40㎡	2 U K
備 考		



明石舞子南鉄筋

戸当り面積 (基準法)	住戸専用面積	住戸型式
46.74㎡ (44.49㎡)	40.01㎡	2 U K
備 考		



## 1.1. 募集する学生（次に掲げる要件を満たす学生）

### (1) 個別要件

- ① 明舞団地近隣の大学、大学院に在籍している学生（離籍の際には退去していただきます）
- ② シェア居住による円満な生活が可能な方（複数名入居又は単身入居となります）
- ③ 高齢化している共同住宅での生活に際し基本的なマナーを守ることができる方
- ④ 県営住宅自治会へ参加し自治会長と連携のうえコミュニティ活動への寄与ができる方

### (2) 一般要件

- ① 団地内で円満な共同生活ができない方は入居できません
- ② 平成25年4月末日までに入居すること
- ③ 団地内では、犬・猫・鳥等動物の飼育は認めていません。
- ④ 団地内では駐車場以外に自動車の駐車はできません
- ⑤ 入居後、住戸内の改造は認めていません
- ⑥ 入居後に住宅の建替え等の事業により移転していただく場合があります
- ⑦ 家賃は、銀行等の口座振替で納めていただきます。（毎月の末日までに支払っていただきます。）
- ⑧ 家賃のほかに共同で消費する経費、いわゆる共益費（原則自治会等で徴収）として、電気代（防犯灯、階段灯等）、水道料（屋外水栓等）、共同施設等の修繕費（防犯灯の電球の取り替え等入居者負担分）等が必要となります。
- ⑨ 空家住宅は、前入居者が退去した住宅を部分的に補修し、入居していただくものです。そのため、住宅ごとの傷みの程度により美観や補修内容が異なっておりますので、ご承知おきください。
- ⑩ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと

## 1.2. 募集条件

項 目		条 件
家賃等	家賃	兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例により定める額（11,800円/月～25,000円/月）
	敷金	使用料の3ヶ月分
	共益費	有料。県営住宅自治会ルールによる（月数百円程度）
経費等	電気水道等使用料	入居者が負担
	改装	不可
	退去時	不要（通常の使用状況の場合）
その他	期間	・契約期間は1年、継続の場合は、更新手続きが必要 ・学生でなくなった場合は速やかに退去すること
	駐車場	空きがあれば使用可（有料）
	管理	入居者が管理責任を負う

